

地域商業活性化支援事業（空き店舗活用型）の概要

令和7年度に新設する地域商業活性化支援事業「空き店舗活用型」の利用希望アンケートへの回答にお役立てください。

補助対象 団体

商店街・小売市場の団体及びその連合体

空き店舗等 の定義

1. 商店街・小売市場内にあること
2. 交付申請日時点で一定期間空き店舗等※であること
※空き店舗等とは、空き区画や空き店舗を指します

補助対象 となる 空き店舗等

次のいずれかに該当する場合

1. 団体が**所有**する空き店舗等
2. 団体が**オーナーより賃借**する空き店舗等

補助率

2 / 3 以内

補助限度額

3 0 0 万円

補助対象 事業

団体が空き店舗等を活用し実施する「地域商業の活性化」につながる事業

（事業例）

- ・新規店舗誘致事業
- ・チャレンジショップ事業
- ・地域農産品等のアンテナショップ事業
- ・テナントミックス事業
- ・広く市民が利用できる休憩施設などの公共性の高い施設の新設事業

その他

令和6年度以前の商業流通課の補助金を利用して、既に空き店舗対策に取り組んでいる場合、同一場所での事業については、本補助事業の対象外となります。



- ・本補助事業の利用を希望される場合のみ、同封の**利用希望アンケート**への回答にご協力をお願いします。【**3月14日（金）提出〆切**】
- ・本補助事業の詳細や交付申請手続きの方法等については、後日「利用の手引き」を送付のうえご案内します